第一　北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関する事項

1　基本的方向

北方領土返還を求める一致した国民世論は、粘り強い外交交渉を後押しする最大の力である。

これまで官民の様々な主体により北方領土返還要求運動として数多くの取組が積み重ねられてきたところであるが、問題が長期化し、また、北方地域元居住者の高齢化が進む中において、国民世論の一層の高揚及び持続を図るためには、国民一人一人の関心を一層高め、理解を深めるとともに、北方領土返還に向けた強い意志が世代を超えて共有される必要がある。

このため、情報化の進展に対応した効果的な情報提供及び啓発活動の拡充を図るとともに、学校教育や社会教育を通じた教育・学習の充実を図る。また、国民世論の啓発に重要な役割を果たしてきた北方領土返還要求運動を一層強化するとともに、更に多様な地域、世代、立場の国民、とりわけ次代を担う若い世代に北方領土返還要求運動への参加を促す施策を推進する。

2　啓発の推進方法

(1)　各種広報媒体や啓発施設による広報活動及び集会、講演会、展示会等あらゆる機会をとらえた啓発活動の推進を図る。

(2)　全国的な北方領土返還要求運動を一層推進するため、関係団体との連携や地域におけるネットワークの強化を図るとともに、北方領土返還要求運動に関する適切な情報の周知や、より参加しやすい機会づくり等、広く国民の参加を促す施策の推進を図る。

(3)　北方領土及び北方領土問題に関する正しい知識の普及・浸透のため、学校教育や社会教育における適切な指導者の確保、効果的な副教材の活用等、関係機関と連携した教育・学習の充実を図る。

(4)　インターネット等を有効に活用した多様な取組の推進等により、北方領土問題に関する情報発信の強化拡充を図る。

(5)　北方領土返還要求運動の促進とその体制の育成強化を図るため、北方領土問題に係る啓発活動等への参加者について、新たな参加機会を提供するなどにより、運動推進の担い手としての活用を図る。

(6)　上記施策の推進に当たっては、広く国民や関係団体の意見を把握し、それらの意見の十分な反映に努める。

第二　交流等事業に関する事項

1　基本的方向

特別措置法第二条第四項第一号に規定する事業（以下「四島交流事業」という。）は、北方領土問題解決のための環境整備の一環として、我が国国民と継続的にかつ現に北方地域に居住するロシア連邦国民（以下「北方四島住民」という。）との間の相互理解の増進を着実に図ってきており、北方領土問題が未解決の現状において、引き続き重要な意義を有していることから、我が国国民と北方四島住民との間の相互理解をより一層増進させるため、同事業の積極的な推進に努める。

また、特別措置法第二条第四項第二号に規定する事業（以下「北方墓参事業」という。）及び同項第三号に規定する事業（以下「自由訪問事業」という。）は、人道的観点から重要な役割を果たしており、北方領土問題が未解決の現状において、引き続き重要な意義を有していることから、両事業の積極的な推進に努める。

さらに、交流等事業にこれまで使用されてきた船舶の老朽化等を踏まえ、関係府省等の適切な協力の下で後継船舶の確保及び運用その他必要な措置を行うことにより、同事業の安定的かつ安全な実施を図る。

2　交流等事業の推進方法

(1)　四島交流事業

ア　北方地域元居住者等、後継者等の幅広い層から成る北方領土返還要求運動関係者及び本事業の目的に資する活動を行う学術、文化、社会等の専門家など多様な主体の参加を図るとともに、我が国国民と北方四島住民との間の相互理解を図る上で積極的かつより効果的な交流の推進に努める。

イ　四島交流事業に参加した我が国国民に対し、事業終了後における、集会、講演会、展示会等のあらゆる機会を通じた啓発活動への参加を促すとともに、それらの活動を通じたすそ野の広い国民運動の推進及び国民への啓発の積極的な推進を図る。

(2)　北方墓参事業

いまだ本事業での訪問が実現していない北方地域元居住者等の参加を促すとともに、訪問場所、参加人数及び訪問日数等を勘案しつつ、人道的見地を踏まえ、その積極的かつ効率的な実施を促進する。

(3)　自由訪問事業

いまだ本事業での訪問が実現していない北方地域元居住者等の参加を促すとともに、訪問場所、参加人数及び訪問日数等を勘案しつつ、人道的見地及び領土問題解決のための環境整備の一環としての目的を踏まえ、その積極的かつ効率的な実施を促進する。

(4)　その他

各事業の企画及び実施に当たっては、関係府省等とそれぞれの実施団体との間で緊密に連携し、各事業のより一層の充実を図る。

第三　北方地域元居住者に対する援護等に関する事項

1　基本的方向

北方地域元居住者は、故郷からの引揚げにより生活基盤を喪失し、困難な状況の下での生活の再建を余儀なくされてきた。北方地域元居住者の、一日も早い北方領土の返還を願う強い思いは、全国民的な北方領土返還要求運動の原点であり、また、北方地域元居住者自身この運動の有力な担い手として重要な役割を果たしてきている。

北方地域元居住者の置かれている、このような特殊な事情及び特別な地位にかんがみ、その生活の安定及び福祉の増進を図るための施策並びに北方地域元居住者が北方領土問題の解決の促進を図る上で果たしている役割の重要性に係る認識を深めるための施策の充実強化とその一層の効果的な推進を図る。

また、北方地域元居住者の高齢化が進展している現状にかんがみ、北方地域元居住者の後継者が北方領土返還要求運動の有力な担い手として重要な役割を果たすことができるよう、後継者の育成を図るための施策の推進を図る。

2　援護等の施策の推進方法

(1)　北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和三十六年法律第百六十二号）に基づく融資事業について、多様な資金需要の的確な把握及びその結果を踏まえた的確な資金計画の策定並びに融資内容に関する周知や相談等を通じて、その効果的な実施を図る。

(2)　北方地域元居住者の団体の育成とその活用等により、北方地域元居住者の福祉の増進並びに後継者の育成等の推進に資する研修及び交流等の事業の推進を図る。

第四　北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する事項

1　基本的方向

北方領土隣接地域は、北方地域元居住者の多くが住んでいる地域であり、北方領土返還要求運動の発祥の地であると同時に、この運動の拠点として重要な位置を占めている。

この地域は、かつて行政的にも経済的にも北方領土と一体の社会経済圏を形成して発展してきたが、北方領土問題が未解決であることから、戦後はその望ましい地域社会としての発展が阻害されている。

北方領土隣接地域が置かれている、このような特殊な事情にかんがみ、この地域の安定した地域社会としての形成に資するため、北方領土隣接地域の現状及び課題を踏まえ、特別措置法第六条に基づく北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画（以下「振興計画」という。）を策定し、同計画に基づき、関係施策の総合的な推進を図る。

2　振興計画

(1)　振興計画の性格

振興計画は、北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策の大綱を示すものである。

(2)　振興計画の期間

振興計画は、おおむね五年を一期とする計画とし、北方領土が返還されるまでの間、継続して策定する。

振興計画は、北方領土が返還された日の属する年度において終了する。